

長年の功績により「旭日単光章」受章



渡辺喜恵さん（白岩字沢口）は、長年の功績が認められ高齢者叙勲「旭日単光章」を受章しました。伝達式は、12月26日自宅で行われ、福島県北地方振興局横山公一次長と岡部善宜旧白沢村長がお祝いのご言葉を述べ、同振興局次長より内閣総理大臣からの勲記と勲章が手渡されました。

今回の受章の主な功労は、旧白沢村議会議員として3期12年の長きにわたり在職し、村の教育、文化、福祉の向上に貢献されたことなどが評価されたものです。

人権擁護委員に再委嘱 お気軽にご相談ください！



五十嵐住男さん
（本宮字馬場74-6）
☎33-3587



伊藤 久子さん
（本宮字万世121-3）
☎34-2685

人権擁護委員に五十嵐住男さんと伊藤久子さんが、1月1日付けで法務大臣から再委嘱されました。任期は、3年間になります。いじめ、虐待、近所のもめごとなど人権に関する相談を自宅でも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

なお、ほかに、次の人権擁護委員の皆さんが相談を受け付けています。

- ◆小野 進さん ☎33-3491
住所…仁井田字下ノ原40-1
- ◆清水マサ子さん ☎33-3798
住所…字万世121-3
- ◆国分八重子さん ☎44-3683
住所…糠沢小田部146
- ◆鈴木 哲彌さん ☎44-3632
住所…白岩字寺内1-3

「生ごみ処理機」を 購入される方へ

本宮商品券または、
しらさわ商品券で、
最高20,000円分の
報償が受けられます

本宮市では、生ごみ処理機を購入し、家庭から排出されるごみの減量化および堆肥化を図り、資源の再利用に協力していただいた方に対して、報償金（本宮商品券・しらさわ商品券）を交付しています。

【報償金の交付対象は】

- ・市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- ・生ごみ処理器を設置することが出来る場所を有すること。
- ・生ごみの減量化、堆肥化を目的とし、堆肥化された生ごみを自家処理できること。

・旧白沢村にお住まいの方で、平成19年1月1日以降に購入された方。

【次の方は交付対象になりません】

- ・報償金の交付を受けて、5年を経過していない方。
- ・堆肥化し再資源化を図るのではなく、破碎して下水等に流すだけの処理機を購入した方。

【報償金の額】

区 分	商品券の交付額	報償金の限度額	対象基数
生ごみ処理器 (コンポスト・EMボカシ容器)	1基当たり 購入価格の1/2	1基当たり 2,000円	1世帯 2基まで
電動式生ごみ処理機	1基当たり 購入価格の1/2	1基当たり 20,000円	1世帯 1基まで

※500円未満の端数は切り捨てになります。

平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）に生ごみ処理機を購入された方は、平成19年3月31日までに報償金の申請を済ませられますようお願いいたします。

【申請手続きは】

生ごみ減量化推進報償金交付申請書に、領収書と購入した処理機のカタログを添付して提出してください。また、印鑑をご持参ください。

◆お問い合わせ・申請書の提出先

生活福祉部生活安全課環境保全係
☎33-11111（内線114）
白沢総合支所住民生活課生活環境係
☎44-21111（内線522）